

第 2 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和5年2月17日（金）午前10時00分

場 所 津市美里庁舎 2階 会議室1

出席部会委員 1 小澤 哲男 ・ 2 川邊 千秋 ・ 3 下井 弘 ・ 4 田村 明
5 若林 卓哉 ・ 8 喜多 義幸 ・ 9 竹尾 泰 ・ 10 田中 茂人
11 清水 喜代己 ・ 12 平松 崇己 ・ 13 横山 光次 ・ 19 太田 義政
21 坂野 大徹 ・ 23 水谷 隆

以上14名

欠席委員

出席部会員外委員

議長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 藤井事務局長・野村次長

総合支所 河芸：竹内主事 芸濃：倉田担当主幹 美里：中瀬担当副主幹
安濃：横井担当副主幹 香良洲：豊田担当主幹

議事録署名者 21 坂野 大徹・23 水谷 隆

事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 時効取得による所有権の移転について
報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）
報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（賃貸借権）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願について（所有権移転）
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について＜別冊＞

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第2回第1農地部会を開催させていただきます。
なお、新型コロナウイルス感染対策の一環により、各委員が発言する場合はマスク着用のまま、発言をお願いします。
本日の欠席はございません。出席委員は14名でございます。
それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。
21番 坂野 大徹委員、23番 水谷 隆委員、よろしくお願いいたします。
まず初めに、会長専決等の報告事項、第1号から第6号に入ります。
事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正を4箇所お願いいたします。
まず、26ページの議案第3号、番号2をご覧ください。26ページになります。26ページの議案第3号、番号2をご覧ください。
譲渡人の住所の最後に「外」、氏名の最後に「外4名」を追加していただきます。住所は「河芸町中瀬_____ 外」、氏名を「_____ 外4名」に訂正をお願いいたします。「河芸町中瀬_____ 外」、氏名を「_____ 外4名」に訂正をお願いいたします。
次に、28ページの議案第4号、番号3をご覧ください。28ページの議案第4号、番号3をお願いいたします。
2筆なんですけれども、現況地目が「畑」となっておりますが、「畑」ではなく「雑種地」に現況地目の訂正をお願いいたします。2筆ともに現況地目の「畑」を「雑種地」のほうに訂正をお願いいたします。
申し訳ございませんでした。

それでは、議案書の1ページから2ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から5で、件数は5件、面積は19,694㎡で、その内訳は田で19,694㎡でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。

3ページから8ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
番号1から11で、合計件数は11件、合計面積は54,271.61㎡で、その内訳は田が45,594㎡、畑が8,066.61㎡、他が611㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

9 ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてでございます。

番号1 駐車場用地

番号2 一般個人住宅用地

以上、件数は2件、合計面積は934㎡で畑でございます。

10 ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1 長屋住宅用地

番号2 放課後デイサービス用地

番号3 進入道路用地

番号4 共同住宅用地

番号5 駐車場用地

番号6 駐車場用地

番号7 一般個人住宅用地

番号8 資材置場・駐車場用地

以上、件数は8件、5,132㎡で、その内訳は田が2,642㎡で畑が2,490㎡でございます。

11 ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1 駐車場用地

以上、件数は1件、面積は369㎡で田でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、23ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町東豊久野____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 821㎡、受人 ____、渡人 ____。

番号2、地区 高野尾、申請地 高野尾町東豊久野____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 426㎡、受人 ____、渡人 ____。

これらにつきましては、令和5年1月18日付にて許可を受けましたが、事業計画の変更のため、許可の取消願が提出されております。

以上、件数は2件、合計面積は畑で1, 247㎡でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1と2、高野尾、お願いします。

若林委員 5番、若林です。先日、譲渡した中で何ら問題ないので、取消しをよろしく
お願いします。

議 長 ありがとうございます。
番号1と2について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございます。
皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 分かりました。
それでは、異議なしと認め、議案第1号について、取消しを認めることに決
定をいたします。
次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移
転）について、事務局、説明をお願いします。

事 務 局 24ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）で
ございます。

番号1、地区 大里、申請地 大里山室町天王前____、登記地目・現況
地目とも畑、面積 757㎡、受人 ____、面積 90,818㎡、渡
人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためで
す。

番号2、地区 高野尾、申請地 高野尾町前沖____、登記地目・現況地
目とも田、面積 1,274㎡、受人 ____、面積 90,818㎡、渡
人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためで
す。

番号3、地区 安西、申請地 芸濃町小野平石尾____、登記地目・現況
地目とも畑、面積 333㎡ 外1筆、合計面積 828㎡、受人 ____、
面積 23,317.72㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、遠方による耕作困難のためです。

番号4、地区 安西、申請地 芸濃町小野平石尾____、登記地目・現況
地目とも畑、面積 315㎡、受人 ____、面積 23,317.72㎡、渡
人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、遠方による耕作困難のためです。

番号5、地区 高宮、申請地 美里町五百野馬ノ垣内____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 100 m² 外1筆、合計面積 1, 930 m²、受人 ____、面積 50, 643 m²、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、農業廃止のためです。

番号6、地区 高宮、申請地 美里町五百野長田____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 084 m²、受人 ____、面積 50, 643 m²、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、農業廃止のためです。

番号7、地区 安濃、申請地 安濃町清水式部____、登記地目・現況地目とも田、面積 753 m² 外4筆、合計面積 3, 950 m²、受人 ____、面積 409, 217. 03 m²、渡人 ____。

譲受理由は、相手方の要望のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

以上、件数は7件、25ページの合計欄ですが、面積は10, 138 m²で、このうち田が8, 238 m²、畑が1, 900 m²でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 大里、お願いします。

若林委員 5番、若林です。地元推進委員の方と現地を見させていただきました。何ら問題ないので、よろしくお願いします。

議長 番号2、地区 高野尾、お願いします、続いて。

若林委員 5番、若林です。高野尾地区も推進委員の方と見に行きましたが、何ら問題ないので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
番号3と4、地区 安西、お願いします。

田中委員 10番、田中です。確認に行ってみいました。3番、4番とも、言うてもらったとおり、この番地が一緒のとおり1つの田んぼでして、さきの1号議案でしたか、取消しになるものがありまして、それがこっちに来たのか、真意は分かりませんが、私どもの田んぼの近くでこの作業をなさるということで、本当に田んぼの隣でして、一度またいろいろな真意を聞いてみたいと思っております。問題は何もございませんので、よろしくお願いします。

議 長	太陽光でしょうね。ありがとうございます。 番号5、6、地区 高宮、お願いします。
清水委員	11番、清水です。2月9日、地元推進委員とともに現地を確認に行きましたが、別に問題はございませんので、よろしくお願いします、5番、6番とも。
議 長	ありがとうございました。 番号7、地区 安濃、お願いします。
平松委員	12番、平松です。現地確認しまして、何ら問題はございません。よろしくお願いします。
議 長	分かりました。 番号1から番号7について、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さん、いかがですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第2号について、許可をすることに決定をいたします。 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局、説明をお願いします。
事 務 局	26ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。 番号1、地区 櫛形、申請地 安東町木若____、登記地目・現況地目とも畑、面積 306㎡ 外1筆、合計面積 876㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、438.38㎡、パネル設置率は、50.1%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 上野、申請地 河芸町上野仁王縄手____、登記地目・現況地目とも田、面積 363㎡ 外4筆、合計面積 2,616㎡、受人 ____、渡人 ____ 外4名。 これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。 対象地は、受人の事業所から650mほどに位置し、事業用車両の駐車場用地として利用する計画です。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号3、地区 安西、申請地 芸濃町岡本諸谷____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 522㎡、受人 ____、渡人 ____。 これにつきましては、申請地を進入路用地とするものです。 昭和50年頃より、申請の用途で利用している始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 明、申請地 芸濃町中縄仲小路____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,023㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、433.94㎡、パネル設置率は、42%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本下モ田____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 264㎡、受人 ____ 外1名、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
平成18年頃、農機具倉庫を無断で建築し、その際に造成も行った旨の始末書の提出があります。
農地区分は、第3種農地と判断されます。

27ページをお願いいたします。

番号6、地区 村主、申請地 安濃町今徳山出____、登記地目・現況地目とも田、面積 680㎡ 外1筆、合計面積 1,179㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅、資材置場、進入路用地とするものです。

申請地の隣地が、受人の営む建設業の事業所であり、住宅建築と併せて資材置場、進入路用地を整備する計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 村主、申請地 安濃町今徳山出____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 105㎡ 外1筆、合計面積 165㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を庭用地とするものです。

申請地の一部について、平成12年頃、渡人の父が通路に転用した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 香良洲、申請地 香良洲町大新田____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 327㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

数年前から、受人の事業用車両の駐車場として利用している旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は8件で、合計面積は6,972㎡、このうち田が3,960㎡、畑が3,012㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 櫛形、お願いします。

小澤委員 1番、小澤です。2月9日に現地確認に行ってきました。現地ですけれども、両サイドの荒れた土地でして、その現地は少し耕作はしていたんですが、もうされないということで、ソーラーパネルということで確認しました。よろしくお願いします。

議 長 番号2、地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。これ事務局、農地部会長、地元推進委員と皆、見てもらいましたが、別に何の問題もないので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
番号3、地区 安西、お願いします。

田中委員 10番、田中です。確認に行ってみりました。山の上に太陽光発電をなさるといって、その進入道路でして、それとなしに道はあるんですが、以前は山でしたもので、そう頻繁に通る道ではありませんが、今度、発電をなさるといって、正式な道をなさるといって、竹も生えておりました。そんな荒地ですが、さっぱりしていいものだと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
番号4、地区 明、お願いします。

竹尾委員 9番、竹尾です。2月9日の日に地元推進委員の方と事務局の方と一緒に現地確認をしました。4番、5番、4番は太陽光発電ということです。5番が一般の個人住宅ということで、住宅を建てられるということの案件です。特に問題ないということ判断しました。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
番号6、7、地区 村主、お願いいたします。

横山委員 13番、横山です。推進委員さんと事務局の方と現地確認させていただきました。別に問題ないということでお願いしたいのですが、6、7、土地が隣接していても、譲受人が違いますけれども、問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 分かりました。
番号8、地区 香良洲、お願いします。

下井委員 3番、下井です。先般、関係者と現地確認しまして、駐車場用地というところで問題なしということです。以上です。

議 長	ありがとうございました。 番号1から番号8について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございます。皆さん、いかがですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 それでは異議なしと認め、議案第3号について、許可をすることに決定をいたします。 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局、説明をお願いします。
事 務 局	28ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。 番号1、地区 上野、申請地 河芸町上野仁王縄手____、登記地目・現況地目とも田、面積 636㎡、借人 ____、貸人 ____。 これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 明、申請地 芸濃町中縄尻貝____、登記地目・現況地目とも畑、面積 525㎡、借人 ____、貸人 ____。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、488㎡、パネル設置率は、92%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号3、地区 安濃、申請地 安濃町太田宮城____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 271㎡ 外1筆、合計面積 347㎡、借人 ____、貸人 ____。 これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。 借人は、近隣で____を運営しており、施設用の駐車場用地として利用する計画で、令和4年10月に転用してしまった旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は3件で、合計面積は1,508㎡、このうち田が638㎡、畑が872㎡でございます。 この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 上野、お願いします。
喜多委員	8番、喜多です。これ事務局の説明のとおり、何ら問題ございませんので、

よろしく願いいたします。

議 長 番号 2、地区 明、お願いします。

竹尾委員 9 番、竹尾です。2 月 9 日の日に推進委員の方と事務局の方と一緒に現地確認をしました。この太陽光発電敷地ということですが、前回も案件に出ておりましたが、太陽光発電の横が_____になっております。_____があります。_____の横で太陽光発電を設置しておるという案件です。幾つか太陽光発電の設置がされているのですけれども、空いたところがありましたので、また太陽光発電を追加するという案件です。それぞれは個人が業者にお願いして個人がどうやら太陽光発電ということで投資をするような感じでありました。

以前もちょっとお話ししましたが、非常にごみが散乱しておったり、それから草がきちっと刈ってなかったりということと、それから池との境界が非常に曖昧になっておるということで、そのあたり、ちょっと事務局のほうからお願いしていただくようにしておいた案件ですけれども、ちょうど私たちが現地確認をしておるときに業者の方が来られました。個人の投資家さんからどうやら委託されたということで、除草剤を散布に来られました。その除草剤というのは非常に農耕用の除草剤と違って、非常にきつい除草剤のような感じがしたものですから、ちょっとこの除草剤を散布すると、農業用ため池に害が出てくるのではないかなということ、ちょっとそれ控えてくださいということをお願いをした次第です。来られておる方はこちらの話をよく理解していただきました。一遍検討しますということでしたけれども、そんな調子で、ちょっと農業用ため池の横で太陽光発電をされておる案件ですけれども、ちょっといろいろ注文をつけさせていただいたほうがいいのではないかなというふうな感じがした次第です。

議 長 よく気がついた。除草剤なら何でもええということじゃないものでね。分かりました。
次、番号 3、地区 安濃、お願いします。

平松委員 1 2 番、平松です。現地確認させてもらいまして、学童保育とかの車がたくさん入ってこられる時間帯があるので、何ら問題ないということですのでよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
番号 1 から番号 3 について、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第 4 号について、許可をすることに決定をいたします。
次に、議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局、説明をお願いします。

事務局	29ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。 番号1、地区 櫛形、申請地 分部宮ノ谷____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 1, 477 m²、借人 ____、貸人 ____。 これにつきましては、申請地を資材置場用地（一時転用）とするものです。 市街化区域で施工を予定している宅地開発用の山土置場として、令和3年1月頃から利用している旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、農用地区域と判断されます。 番号2、地区 安西、申請地 芸濃町小野平桑原____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 115 m² 外2筆、合計面積 423 m²、借人 ____、貸人 ____。 これにつきましては、申請地を修理工場、駐車場用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は2件で、合計面積は1, 900 m²、このうち田が1, 592 m²、畑が308 m²でございます。 いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
議長	以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくをお願いいたします。 説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 櫛形、お願いします。
小澤委員	1番、小澤です。この案件に関しまして、1月に一度確認に行きました。そのときにちょっと承諾できない形となりました。今月9日にまた二度目、ちょっと確認に行きまして、道から2m以上、両サイドの田んぼがありまして、現地は道の高さまで土が置いてありました。その現地にさらに土が盛ってありまして、碎石も引いてあるという状態でして、その後の農地としての利用をまた元の高さまで戻していただくという話に至りまして、その後、またちょっと確認をする形になると思いますけれども、そういう案件でした。よろしくをお願いします。
議長	分かりました。 番号2、地区 安西、お願いします。
田中委員	10番、田中です。確認に行ってみりました。いろいろな問題が確認されて、ちょっと経緯を申しますと、隣地の許可を取っていないとかいう事案が発生しまして、たまたまこの工場を建設しようという隣地を私が田んぼを耕作しておりまして、その地権者の方にたまたま私、そこへちょっとお見えになられたもので、その人にちょっとこんなことがあるのだけど、話を聞いておるかといって言いましたら、何も聞いていないと言うておりまして、この許可申

請では10月に隣地に、ここに書いてありますが、隣地所有者様に事業計画を説明済みと、こんなんが令和4年10月ですが、書いてありますが、何も聞いておらんと言いますもので、それで理事というものに隣もようけありますもので、ちょっと聞きに行ってきたら、私も聞いておらんとということでした。その下に雨水の処理についてというこういう項目がありまして、自治会長様、地元水利委員様に事業計画を説明済みと、こうあるんですけども、自治会長のところに行ってきたら、私どももそんなことは聞いておらんと、こんな話になりましたもので、自治会長というのは、この委員会の推進委員をしてくれとる人ですねんけれども、こんなことでちょっと問題があると思いましたもので。

議 長 これはどうなんかな。許可していいのかな。

田中委員 私はいかんと、それはあかん、虚偽記載になりますし、事前に皆さんの一遍意見を聞かんと、どんなものかと思っています。

議 長 総合支所さん、どう判断されますか。総合支所、担当。芸濃の総合支所の方、どういうふうに見られますか。

総合支所 倉田ですけども……

田中委員 把握しているか、そういう情報は入っていますか。

議 長 地権者からは聞いてないだろう。聞いてないんでしょう。

総合支所 地権者には、そうですね、直接は聞いていません。

議 長 書類はそれ虚偽を書いてあるわけやから。はっきり言うて。違うの。

総合支所 本当に聞いてないのでしたらそうでしょうけれども、ただ……

議 長 どうでしょうか、それは。芸濃支所がよければいいというなら、それはおろしてしもたらいかんのではないか、地権者も隣地も聞いていないというのは。説明してもらわないとあかん。皆さん、どう思われますか。

田中委員 推進委員さんの方が地元の方で。

議 長 推進委員さんと自治会長さんと兼ねてへんの。

田中委員 そうです。自治会長をしていますので、私は自治会長のところに行ったんですけども、自治会長に説明済みと書いてありますもので。

議 長 それは聞いておらんと。

田中委員 連絡は取ってもらっています。

議 長 それは聞いとらん。自治会長も聞いておらん。

田中委員	ええ、自治会長は聞いとらんと、それ虚偽記載になりますもので、たまたまうまくそんなことが発生しましたもので、そこはとりあえず反対で私は、自治会長には言いに行きましたけれども。
議 長	これはちょっと保留やな。どうですか。
田中委員	そうですね。皆さんの意見を聞いてもらって。
議 長	どうしますか。どうぞ。
川邊委員	今、総合庁舎の方、はっきり聞こえなかった。どう考えておるのか。はっきり大きい声で言うてください、当局の担当。
議 長	どうですか。やっぱり書類上は適しておっても、それが真実かどうか、これは確認せないかんし、虚偽があるか分からんので、それは気をつけてもらわなあかん。書類が通っておれば、みんな通っていくのですわ、世の中。それではあかんのですわ。そのために現地確認するのやから、その辺、総合支所はどういう判断をされるかですよ。よろしいか。1か月、見送りますか。どうですか、皆さん。
川邊委員	答えが出ないな。
議 長	答えを出してくださいと言うたら。
川邊委員	受付したのは総合庁舎やろう。そこではっきりしたら、我々は困らなくていいかもしれん。
事 務 局	ちょっとその今の田中委員の話というのは支所は聞いてなかったわけですか。
田中委員	そのときは事務局さんもそんな詳しいことは知りませんもので、私がそれ以後で発生したことですもので。
議 長	確認のために行ってもらったわけですか。
田中委員	たまたま私のところへ来たもので、その……
議 長	その地権者が。
田中委員	地主さんが。それで、こんなことになるだと説明したら、わしは知らんわと。
議 長	それは田中委員とはその地権者の方の田んぼを作ってみえると、耕作してみえるから、つながりがあるということですか。
田中委員	もみ殻を取りに来たもので、そやなかったら、こんな事案が発生していたか分かりません、そのまま通っていきますもので。よかったのか、悪かったのか

はあれとして。

事務局 田中委員さんの今の話の報告を支所は受けてなかったわけですね。

田中委員 その時点では。今、ここで初めて……

事務局 今日、初めて言ってもらったんですね。

田中委員 はい。

下井委員 ちょっとよろしいか。

議長 どうぞ。

下井委員 これ書面で見ますと、借受人と貸渡人、住所が一緒やし、_____さんいうの、これ親子とか兄弟なんですか。親戚なんですか。そんなの分かりますか。

田中委員 親子です。お父さんが子供に貸しなさるということでした。

議長 その地権者と自治会とか排水の関係も、これは工場やから、修理工場やから、油の発生も油水分離槽とか、そんなものもこれ設計されておると思うんやけれども、非常にその辺は問題ですわ。だからそれは地元の承認というか了解を得てもらわんとまずいです。それはどうですか。農地のほうへ流れていくからね。農業排水のほうへ流れていくから。

田中委員 そうです。

議長 もう一度、それを詰めてもらえますか。これは見送りますか。

田中委員 ちょっと保留しておいていただいと私は思います。

議長 ほかの委員の方、どうですか。それでよろしいか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 では、保留ということで、見送るということです。
それでは、番号1についてのみ、皆さん、地元委員さんから異議なしということ。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは議案第5号については、番号1について、許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積

計画の決定について、でございます。

それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明させていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で211, 880㎡、畑の賃貸借、使用貸借で9, 276㎡、契約件数は63件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で36, 443. 84㎡、畑の使用貸借で2, 024㎡、契約件数は8件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で8, 195㎡、契約件数は4件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で32, 811. 21㎡、契約件数は10件でございます。

美里地区、香良洲地区につきましては、該当がございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて289, 330. 05㎡、畑の集積は賃貸借、使用貸借を合わせて11, 300㎡、合計契約件数は85件、合計面積は300, 630. 05㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区40件、河芸地区1件、安濃地区4件、芸濃地区8件で、合計53件、合計面積は184, 994㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で62. 4%、面積で61. 6%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについては、「農地利利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は4ページにあります1-29-2 1件となり、整理番号の左側の欄外にアルファベットの「N」を記載しております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、2ページからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

まず、今回の案件のうち、初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件についてからご審議をいただきます。

整理番号1-18から1-20、1-22についてです。

	3 番 _____ 委員、一時退室をお願いします。
	< 退 室 >
議 長	該当するページは 28 から 30、32 ページでございます。 確認をしていただきたいと思います。 皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。
部会委員	< 一同 異議なし >
議 長	ありがとうございます。 入室をお願いします。
	< 入 室 >
議 長	続きまして、整理番号 3－3 についてです。 12 番 _____ 委員、一時退室をお願いいたします。
	< 退 室 >
議 長	該当するページは 116 ページです。 ご確認お願いいたします。 よろしいでしょうか。116 ページ、よろしいですか。
部会委員	< 一同 異議なし >
議 長	ありがとうございます。 入室をお願いします。
	< 入 室 >
議 長	続いて、整理番号 4－2 から 4－7 についてです。 10 番 _____ 委員、一時退室をお願いいたします。
	< 退 室 >
議 長	ページ数、119 から 124 ページです。 よろしいでしょうか。
部会委員	< 一同 異議なし >
議 長	ありがとうございます。 入室してください。
	< 入 室 >
議 長	それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をいただき

たいと思います。

皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。

それでは、これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第2回第1農地部会を終了いたします。

午前10時47分

上記は、第2回第1農地部会の議事を録したものである。

令和5年2月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____